

徳島県個人情報保護審査会答申第131号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成31年2月18日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私が県に対して、(〇〇〇の梅の木)折った事件に関して、管理から〇〇担当（南総第〇〇号、〇〇号、〇〇号、南総第〇〇号管理担当間での「やり取り」した伺い書類 県土整備部（〇〇）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成31年3月1日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年3月4日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和2年4月30日（翌月1日受付）、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

枉法行為を確認したため。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、県は、本来あるべき書類（協議書）で管理と〇〇担当課長と協議したものである書類があるはず、公開しろ。

3 反論書における主張

県の枉法行為を確認（本来県は個人等の団体との協議書を無いとする行為をと特定したものである）ので、出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定の理由

本件請求に関する「〇〇〇の梅の木を折った事件」について、南部総合県民局県土整備部担当間での協議した書類は存在しないため、条例第20条第3項により個人情報開示請求拒否決定をしたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が、審査請求書に「本来あるべき書類（協議書）で管理と〇〇担当課長と協議したものである書類があるはず。」と記述した上で、それに「協議書（被害届）」なる書類を添付して提出したことからすると、同人が「〇〇〇の梅の木を折った事件」であると考えていることに関して、南部総合県民局県土整備部（〇〇）の〇〇管理担当と〇〇担当が「協議書（被害届）」への対応について協議した書類、その決裁文書及び添付書類であると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関は、審査請求人が「〇〇〇の梅の木を折った事件」であると考えていることに関して、南部総合県民局県土整備部（〇〇）の〇〇担当が発注した工事において梅の木を折ったという事実を否認しており、〇〇担当と〇〇管理担当とが協議した書類は存在しないとのことである。

イ 審査請求人は、海岸保全区域の占用許可を受けて植樹した梅の木が県発注工事の受注業者によって折られたとして、そのことが事実であることを前提に、本件請求に係る保有個人情報が存在するはずであると主張するが、実施機関が県発注工事の受注業者が梅の木を折ったことを否認していたことは、審査請求人が作成し、審査請求書に添付して提出のあった「協議書（被害届）」なる書類にもその旨の記述がある。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年11月25日	諮問
令和4年 3月11日	審議 (第140回審査会)
同 年 5月13日	審議 (第141回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長